

【社員 玉城 祥啓からのご挨拶】

明るい日差しが春を感じさせる季節となりました。4月は官公庁で新しい会計年度が始まる月です。今の日本では4月からですが、明治の当初は10月始まりだったようです。その後1月や7月などいくつかの変遷を経て4月に落ち着いています。現代の法人の決算期も3月が多いのは、その影響なのでしょう。弊事務所では3月決算の法人様のご相談や決算のお手伝い等に対応するよう万全の体制を整えておりますので、お気軽にお申し付けください。

## 「今回のトピックス」

### 【所得税法等の一部を改正】

平成28年4月1日、「所得税法等の一部を改正する法律」が施行されました。

法人税率の引き下げが注目されていますが、税率引き下げの財源確保のため、課税ベースの拡大が図られており、特に影響が大きいと考えられるのは、以下に示した二つです。

#### ①償却方法の改正

平成28年4月1日以降に取得等する建物と一体的に整備される建物附属設備、建物と同様に長期安定的に使用される構築物の償却方法が定額法のみとなります。

#### ②生産性向上設備投資促進税制

即時償却又は5%税額控除が、平成28年度は50%特別償却又は4%税額軽減に縮減され、平成29年度は廃止されます。

### 【中小企業者等の機械装置の固定資産税の軽減措置】

平成28年度税制改正で史上初の固定資産税で設備投資減税として、「新たな機械装置の投資に係る固定資産税の特例」が創設されます。

これは、今後平成28年度から平成30年度までの間に、中小企業が新たに取得する機械装置の固定資産税を2分の1にできる、というものです。

この特例は、黒字企業でも、赤字企業にも適用されます。

適用できる機械装置は、160万円以上のもので生産性が旧モデル比1%以上向上、かつ販売開始から10年以内のものが対象となりますので、今後は主に製造業や加工業の工場などが対象の大部分になってくると考えられます。

### <職員より>

春の気配を感じるこの頃ですが、貴社におかれましては益々ご繁栄のこととお慶び申し上げます。

平成28年4月1日以後取得の建物附属設備及び構築物の償却方法について定率法が廃止され定額法に一本化される等、平成28年度税制改正の適用が始まります。

お客様がご判断に迷われることも生じるかと思いますが、どのような些細なことでもかまいません。お困りのことがございましたら、何なりと弊社までご相談下さい。(阿部)

### 税務予定表

#### <4月>

- ・固定資産税、都市計画税第1期分の納付
- ・3月分源泉所得税、特別徴収住民税の納付

#### <5月>

- ・4月分源泉所得税、特別徴収 住民税の納付
- ・所得税額延納分の最終納付
- ・自動車税の納付
- ・個人住民税の特別徴収税額の通知

#### <6月>

- ・5月分源泉所得税、特別徴収 住民税の納付
- ・特別徴収住民税納期特例分(12月～5月分)の納付
- ・所得税の予定納税額の通知

助成金や補助金について、専門家を標榜するコンサルタントから、あたかも簡単に国からお金がもらえるかのような話で着金を支払う契約を結ばせようとするケースが増えているようです。助成金や補助金は原則返済不要なので魅力的な資金調達方法ではありますが、厳しい要件があったり、行政官庁への報告義務や調査があったりと、それなりの負担もあります。細川総合パートナーズでは、常に助成金や補助金の最新情報を収集しております。なんなりとご相談下さい。